

社会福祉法人野町福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人野町福祉会（以下 「当法人」という）定款第9条および第24条の規定等に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬の支給)

第2条 役員等が理事会、評議員会、監事監査、評議員選任・解任委員会等に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第3条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費を支給する。
- 3 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第4条 施設の職員を兼務する役員は、この規定を適用しない。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人はこの規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (役員報酬)

役職名	報酬額
評議員	10,000 円
理事	10,000 円
監事	10,000 円
評議員選任・解任委員	10,000 円